

株券等に関する業務規程の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程（平成 14 年 6 月 17 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（取扱株券等）</p> <p>第 9 条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第 6 条の 2 の規定に基づき、機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7） <u>日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株券であって、機構が規則で定める要件を満たすもの</u></p> <p>（8） <u>日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている新株予約権付社債券であって、機構が規則で定める要件を満たすもの</u></p>	<p>（取扱株券等）</p> <p>第 9 条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第 6 条の 2 の規定に基づき、機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>（取扱株券等の廃止）</p> <p>第 1 2 条 機構は、取扱株券等が第 9 条各号に掲げる有価証券のいずれかに該当しなくなった場合（<u>第 9 条第 7 号及び第 8 号に規定する取扱株券等</u>にあつては、<u>機構が規則に定める場合を含む。</u>）は、当該取扱株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとする。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（取扱株券等の廃止）</p> <p>第 1 2 条 機構は、取扱株券等が第 9 条各号に掲げる有価証券のいずれかに該当しなくなった場合は、当該取扱株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとする。</p> <p>2～4（略）</p>
<p>（預託前株券等の取扱い）</p> <p>第 4 1 条 機構は、機構の行う保管振替業において取り扱う予定の株券の円滑な流通に資するため、準備株券（効力発生日以後株券として発行される予定のもので、会社法第 2 1 6 条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。）及び株券（以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。）のうち、次に掲げるものを取り扱う。</p> <p>（1） <u>金融商品取引所に上場が予定される株券又は日本証券業協会によりフェニックス銘柄への指定が予定される株券</u>につき、金融商品取引法第 5 条に基づく有価証券届出書による</p>	<p>（預託前株券等の取扱い）</p> <p>第 4 1 条 機構は、機構の行う保管振替業において取り扱う予定の株券の円滑な流通に資するため、準備株券（効力発生日以後株券として発行される予定のもので、会社法第 2 1 6 条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。）及び株券（以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。）のうち、次に掲げるものを取り扱う。</p> <p>（1） 金融商品取引所に上場が予定される株券につき、金融商品取引法第 5 条に基づく有価証券届出書による届出が同法第 8 条第 1 項によりその効力を生じた後、会社が上場日</p>

新	旧
<p>届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日又は指定日（追加上場される日又は追加で指定される日を含む。以下「上場日等」という。）の前に行う募集（同法第2条第3項に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。）に係る準備株券</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場が予定される株券又は日本証券業協会によりフェニックス銘柄への指定が予定される株券につき、金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日等の前に行う売出し（同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。）に係る株券</p> <p>(3) 金融商品取引所に上場され又は日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株券の発行者が行う募集に係る準備株券及び当該募集と併せて行う売出しに係る株券につき、金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日等の前に行う募集に係る準備株券及び売出しに係る株券</p> <p>(4) 金融商品取引所に上場され又は日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株券の発行者が行う株式無償割当てにより交付する株式に係る準備株券</p> <p>(5) 金融商品取引所に上場され又は日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株券の発行者が行う全部取得条項付種類株式の取得により対価として交付する異なる種類の株式に係る準備株券</p> <p>2 (略)</p> <p>(預託前株券等の保管に関する取扱い)</p> <p>第42条 機構は、前条第1項各号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する預託前株券等を、上場日等の3営業日前の日に、会</p>	<p>（追加上場される日を含む。以下同じ。）の前に行う募集（同法第2条第3項に規定する「有価証券の募集」をいう。以下同じ。）に係る準備株券</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場が予定される株券につき、金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う売出し（同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。）に係る株券</p> <p>(3) 金融商品取引所に上場されている株券の発行者が行う募集に係る準備株券及び当該募集と併せて行う売出しに係る株券につき、金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う募集に係る準備株券及び売出しに係る株券</p> <p>(4) 金融商品取引所に上場されている株券の発行者が行う株式無償割当てにより交付する株式に係る準備株券</p> <p>(5) 金融商品取引所に上場されている株券の発行者が行う全部取得条項付種類株式の取得により対価として交付する異なる種類の株式に係る準備株券</p> <p>2 (略)</p> <p>(預託前株券等の保管に関する取扱い)</p> <p>第42条 機構は、前条第1項各号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する預託前株券等を、上場日の3営業日前の日に、会</p>

新	旧
<p>社（株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。）から一括して受領し、保管する。ただし、会社が前条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する預託前株券等につき、機構に預入れをしない旨の申出をした場合は、この限りではない。</p>	<p>社（株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。）から一括して受領し、保管する。ただし、会社が前条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する預託前株券等につき、機構に預入れをしない旨の申出をした場合は、この限りではない。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（預託前株券等の保管に関する取扱いの廃止）</p> <p>第43条 機構は、前条第1項の規定により会社から受領した預託前株券等につき、金融商品取引所への上場が中止され又は日本証券業協会によりフェニックス銘柄への指定が中止された場合は、当該預託前株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わない。</p>	<p>（預託前株券等の保管に関する取扱いの廃止）</p> <p>第43条 機構は、前条第1項の規定により会社から受領した預託前株券等につき、金融商品取引所への上場が中止された場合は、当該預託前株券等を機構の行う保管振替業において取り扱わない。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（預託の取扱い）</p> <p>第44条 第42条第1項に規定する参加者は、<u>上場日等</u>において、同項の規定により機構が保管する株券を機構に引き渡し、預託するものとする。</p>	<p>（預託の取扱い）</p> <p>第44条 第42条第1項に規定する参加者は、<u>上場日</u>において、同項の規定により機構が保管する株券を機構に引き渡し、預託するものとする。</p>
<p>（預託、口座振替及び交付）</p> <p>第89条 参加者は、第9条第2号、<u>第3号及び第8号</u>に規定する新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、金融商品取引所又は日本証券業協会が定める売買単位の整数倍により行う。</p>	<p>（預託、口座振替及び交付）</p> <p>第89条 参加者は、第9条第2号及び<u>第3号</u>に規定する新株予約権付社債券の預託及び交付又は口座振替の請求については、金融商品取引所が定める売買単位の整数倍により行う。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（指定元利金支払事務取扱参加者の届出）</p> <p>第94条 参加者は、預託新株予約権付社債券（第9条第4号又は<u>第8号</u>）に規定する新株予約権付社債券については社債管理者又は財務代理人（元利金支払事務の委託を会社から受けた事務代行会社（会社法第703条に規定する社債管</p>	<p>（指定元利金支払事務取扱参加者の届出）</p> <p>第94条 参加者は、預託新株予約権付社債券（第9条第4号に規定する新株予約権付社債券については社債管理者又は財務代理人（元利金支払事務の委託を会社から受けた事務代行会社（会社法第703条に規定する社債管理者</p>

新	旧
<p>理者の資格の要件を満たすものに限る。)をいう。以下同じ。)を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)について会社から元利金支払事務の委託を受け、かつ、機構に対して預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾を行っている参加者（以下「元利金支払事務取扱参加者」という。）の中から、参加者自己分及び顧客預託分の預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務を行うべき者を、指定元利金支払事務取扱参加者として機構に対して届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>の資格の要件を満たすものに限る。)をいう。以下同じ。)を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)について会社から元利金支払事務の委託を受け、かつ、機構に対して預託新株予約権付社債券の元利金支払事務に係る約諾を行っている参加者（以下「元利金支払事務取扱参加者」という。）の中から、参加者自己分及び顧客預託分の預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務を行うべき者を、指定元利金支払事務取扱参加者として機構に対して届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>

## 2. 附 則

この改正規定は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

以 上